

交通安全施設の設置要望に関する手引き

R6.4

豊橋市建設部道路維持課

目 次

1	交通安全施設とは	1
(1)	道路管理者の設置する施設	1
(2)	公安委員会（警察）の設置する施設	1
2	要望から対策工事までの流れ	1
3	交通安全施設の種別と設置基準	2
(1)	道路照明灯	2
(2)	道路反射鏡（カーブミラー）	3
(3)	防護柵（ガードレールなど）・車止め	5
(4)	区画線（中央線、外側線、交差点マークなど）	6
(5)	路面カラー標示	7
(6)	道路標識（警戒標識など）	8
(7)	視線誘導標	8
(8)	車線分離標（ラバーポール）	9
(9)	ハンブ	10
4	生活道路のゾーン対策	10
5	維持管理について	11

1 交通安全施設とは

ここで対象とする交通安全施設は、歩道など道路本体ではなく、道路付属施設及び路面標示とします。

(1) 道路管理者の設置する施設

道路の交通安全施設には、道路管理者（国、県、市）が設置する施設と公安委員会（警察）が設置する施設があり、道路管理者が設置する施設は、ガードレールや道路照明灯など、「3交通安全施設の種別と設置基準(1)～(9)」に掲げる施設です。

(2) 公安委員会（警察）の設置する施設

公安委員会が設置するのは、道路交通法に則った交通規制を伴うもので、信号機、規制標識（最高速度・一時停止・一方通行・指定方向外進行禁止など）、路面標示（横断歩道・停止線・止まれ表示・センターライン右側への追い越しのためのはみ出し通行禁止中央線など）が主なものです。

公安委員会が設置する施設に関する要望については、直接、豊橋警察署交通課に要望してください。なお、交通規制は沿線住民をはじめとして周辺の多くの住民に影響を及ぼすことから、新たな規制や規制の変更を含む要望を行う際には、自治会等で住民の意見を集約し地域の総意として要望してください。

2 要望から対策工事までの流れ

自治会から道路管理者（市）が管理する交通安全施設の設置要望を受け、設置するまでは、以下のような流れで行われます。

① 地域住民からの要望のとりまとめ（自治会）

地域住民から交通安全上必要な施設の設置要望が自治会に寄せられた場合は、自治会の中で意見を集約し、その是非や内容を検討したうえで要望書を作成していただきます。要望書には、要望者（自治会長や代表者）の連絡先、施設の種類、施設を必要とする理由を記載し、位置図と状況写真を添付してください。

② 要望書の提出（自治会 → 道路維持課）

要望書ができましたら道路維持課に提出してください。

③ 設置要件及び現地の確認（道路維持課）

道路維持課の職員が要望内容について設置要件に該当するか確認するとともに現地の状況を確認し、代替案を含め対策を検討します。

④ 検討結果の連絡（道路維持課 → 自治会）

要望事項実行の可否、代替案など、検討結果について道路維持課から自治会に回答します。

⑤ 対策工事（道路維持課 → 施工業者）

対応可能な案件については、他の要望等との優先度合や予算により時期を決定し対策工事を行います。（要望の内容や検討結果により翌年度以降の対応になる場合があります。）

3 交通安全施設の種別と設置基準

(1) 道路照明灯

ア 設置目的

夜間における安心・安全な道路交通環境を確保し、道路交通の円滑化と交通事故防止を図ることを目的とします。(※防犯目的では設置していません。)



イ 設置場所

道路照明灯は、市道の交通安全のために夜間照明が必要な箇所であって次のいずれかに該当する場所に設置を検討します。

- ① 一定の交通量のある交差点や横断歩道
- ② 見通しの悪い屈曲部又は屈折部
- ③ その他特に必要と認められる箇所

ウ 設置条件

道路照明灯を設置するには、下記の条件が必要になります。

- ① 自治会から設置の要望書が提出されていること（公共事業や開発行為で協議等に基づき幹線道路等に設置するものを除く）
- ② 道路交通に支障のない場所に設置できること
- ③ 隣接する土地所有者の承諾が書面により得られていること
- ④ 原則として道路敷地内に設置するが、道路幅員や構造等の理由により私有地内に設置する場合は、書面により当該土地所有者の承諾が得られていること

エ 注意事項

- ① 道路照明灯はあくまでも交通安全を目的として設置するものですので、防犯を目的とする場合は自治会で防犯灯を設置してください。この場合、市から補助金が交付されます(R5.12時点)ので、豊橋市市民協創部安全生活課に相談・申請してください。(年度内の予算に限りがあります)
- ② 道路照明灯は人によっては眩しく感じ、苦情が発生する恐れがあることから、要望の際はあらかじめ近隣住民の了解を得てください。
- ③ 電柱への共架の可否は電柱管理者(中部電力パワーグリッドやNTT等)に申請しなければわからないため、設置条件として電柱共架が必要な場合は、結果として設置不可となることがあります。

(2) 道路反射鏡（カーブミラー）

ア 設置目的

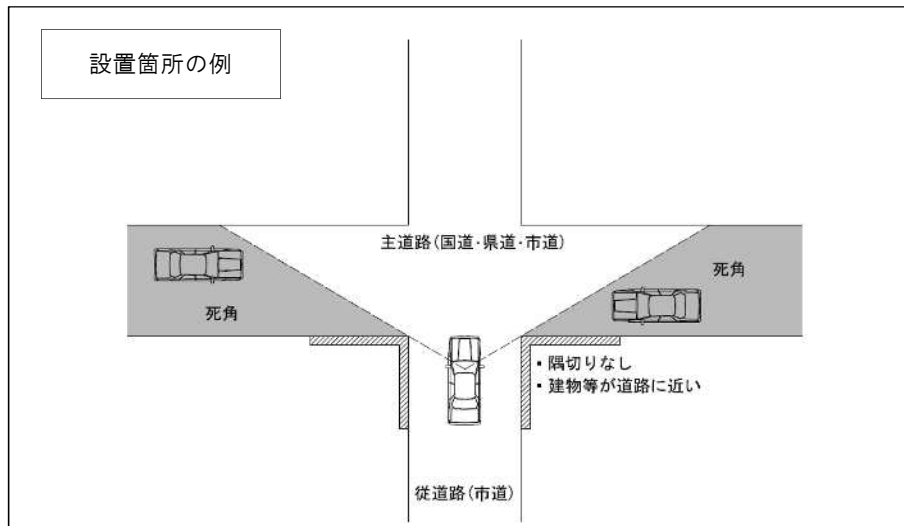
見通しの悪い交差点やカーブにおいて、直接目視確認できない他の車両等の確認を補助し、道路交通の円滑化と交通事故防止を図ることを目的とします。



イ 設置場所

道路反射鏡は、次のいずれかに該当する場所に設置します。

- ① 信号機が設置されていない市道の交差点であって、主道路（優先道路）に車体前部が出ない状況で目視による安全確認ができない箇所
- ② 中央線のない市道の屈曲又は屈折部であって、見通しができない箇所



ウ 設置条件

道路反射鏡を設置するには、下記の条件が必要になります。

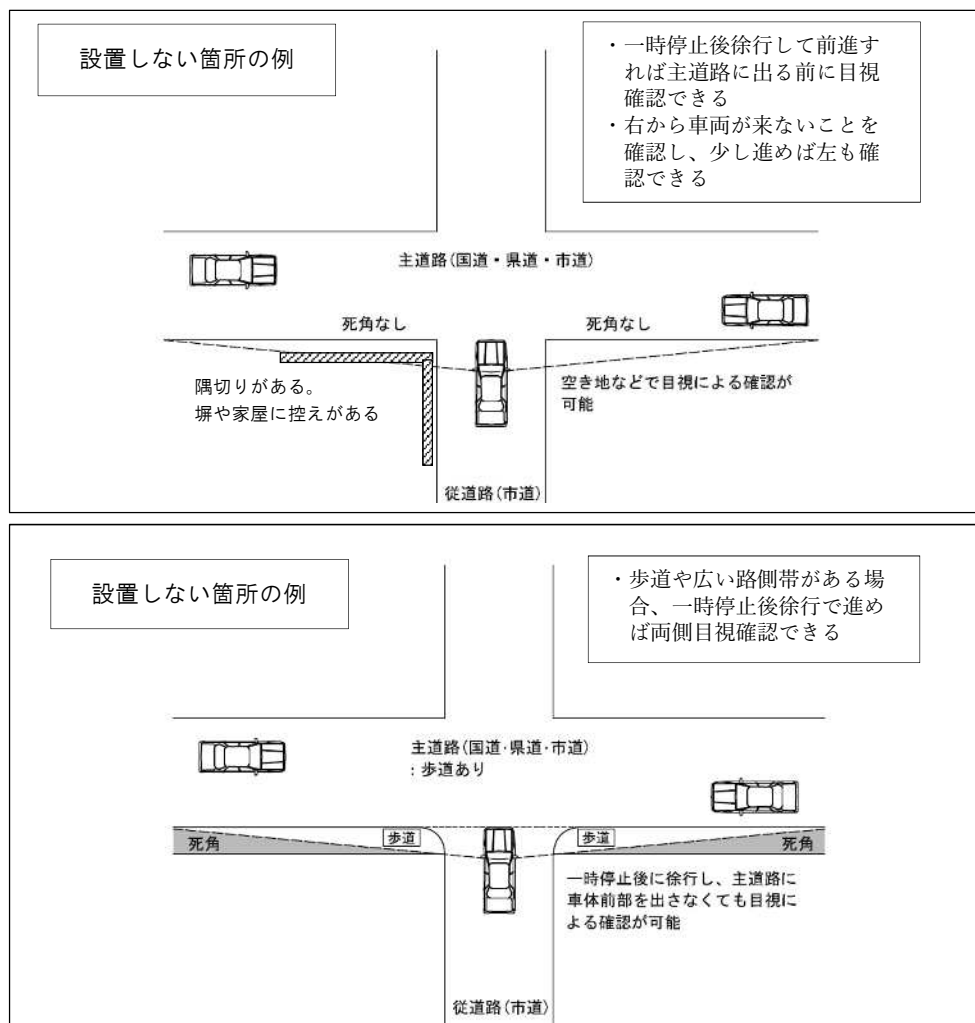
- ① 自治会から設置の要望書が提出されていること（公共事業や開発行為で協議等に基づき幹線道路等に設置するものを除く）
- ② 道路交通に支障のない場所に設置できること
- ③ 隣接する土地所有者の承諾が書面により得られていること
- ④ 原則として道路敷地内に設置するが、道路幅員や構造等の理由により私有地内に設置する場合は、書面により当該土地所有者の承諾が得られていること

エ 注意事項

- ① 道路反射鏡は安全確認のための補助施設です。道路反射鏡には必ず鏡面に映らない部分（死角）が生じることから、特に交差点直近の歩行者や自転車が死角に入り見え

ないことが多く、道路反射鏡だけで判断し車両を進めると大きな事故につながる恐れがあるため歩行者や自転車を確認する目的では原則設置いたしません。

- ② 鏡面に映った像は実際よりも遠くに見えるため、特に幅の広い道路では距離感がつかみにくく、距離を見誤る危険性があります。
- ③ 交差点の先にカーブや坂道があると奥まで映りません。
- ④ 一時停止規制がある交差点や見通しの悪い交差点では、停止線や停止指導線の位置で一度停止しなければなりません。停止した状態から徐行で前進し主道路に出る前に目視確認ができる場合は設置しません。
- ⑤ 交差する道路の手前側に歩道や広い路側帯がある場合は、一時停止した後に徐行で前進すれば目視確認ができるため、原則設置しません。
- ⑥ 店舗・工場・駐車場など私有地への出入りを目的としたものは設置しません。
- ⑦ 見通しが悪い原因が車両等移動可能なもの場合は設置しません。
- ⑧ 見通しが悪い原因が私有地の植栽や草である場合、できる範囲で土地所有者に刈り込みや除草を依頼してください。私有地の植栽等が道路敷地に出ている場合で土地所有者が不明なときや所有者に依頼できないときはご相談ください。
- ⑨ 電柱への共架の可否は電柱管理者（中部電力やNTT等）に申請しなければわからないため、設置条件として電柱共架が必要な場合は、結果として設置不可となる場合があります。



(3) 防護柵（ガードレールなど）・車止め

ア 設置目的

防護柵・車止めは種別により下記のような目的で設置します。

- ① カーブや交差点において、進行方向を誤った車両が路外や歩道等へ逸脱するのを防ぐとともに、車両乗員や第三者（歩行者及び自転車等（以下「歩行者等」という。）」の傷害を最小限にとどめて、車両の正常な進行方向への復元を図る（車両用防護柵）
- ② 歩行者等の転落もしくはみだりな横断を抑制する（歩行者自転車用防護柵）
- ③ 歩行者等の動線を確保しつつ歩道や歩行者専用道等への車両の進入を抑制する（車止め）

イ 種別及び設置場所

防護柵・車止めは種別により次のような場所に設置します。

① ガードレール（車両用）

- ・崖・擁壁・橋梁・高架などがあり在来地盤から路面までの高低差の大きな区間、海・川・池沼・水路などに近接し安全上必要と認められる区間など、車両が路外に逸脱したときに車両乗員の人的被害が大きい区間
- ・鉄道や他の道路などへの逸脱によって第三者への人的被害が発生するのを防止する必要のある区間
- ・急カーブや幅員減少等により路外に逸脱しやすい区間

② ガードパイプ（車両用）

- ・歩道と車道が分離された区間で交差点付近や走行速度が高い区間など車両の歩道等への逸脱による歩行者等への二次被害を防止する必要のある区間



ガードレール



ガードパイプ

③ 転落防止柵（歩行者自転車用）

- ・歩道や歩行者専用道が擁壁・橋梁・高架などにあり路外と高低差の大きな区間や大きな水路などに接している区間で、歩行者等が路外に転落することで人的被害を受ける可能性の高い区間

④ 横断防止柵（歩行者自転車用）

- ・走行速度の高い幹線道路などの歩道において車両用防護柵や植栽帯がなく歩行者等の乱横断を防止することが必要な区間

⑤ 車止め

- ・歩道や歩行者専用道等の開口部で車両の進入する可能性が高い箇所



転落防止柵



横断防止柵



車止め

ウ 設置条件

防護柵・車止め等を設置するには、下記の条件が必要になります。

- ① 車両用防護柵は、設置する路肩に十分な強度があること（法肩には設置できません）
- ② 防護柵を設置しても路線として必要な幅員が確保できること
- ③ 隣接する土地へ出入りする場所でないこと（後日、開口が必要になった際には場合により、個人負担による工事が必要となります。）

エ 注意事項

原則として景観に配慮した色を使用する必要があることから、視線誘導のため反射シートや視線誘導標により対応する必要があります。

(4) 区画線（中央線、外側線、交差点マークなど）

ア 設置目的

車両を適切な走行位置に誘導し交通の流れを整え、交通安全と道路交通の円滑化を図ります。また、交差点等の強調などによりドライバーに注意を促し事故の防止を図ります。

イ 種別及び設置場所

道路管理者が設置する区画線（法定外路面標示）には次のような種別と設置箇所があります。

- ① **道路中央線（白線）**…車道の幅が 5.5m 以上で区間の中央を示す必要のある箇所（センターライン）
- ② **車道外側線**…車道の外側に引き、線形や交差点を示すほか、歩行者が歩く箇所（路側帯）を示す必要のある箇所
- ③ **交差点マーク**…交差点の位置を明確にし、注意喚起するため、センターラインのない十字や丁字の交差点の中央に「十」「一」を標示する
- ④ **停止指導線**…一時停止規制のない道路の交差部に一時停止すべき位置を示す
（規制を伴う停止線は警察の管理）
- ⑤ **減速を促す標示**…カーブや横断歩道などの手前で減速すべき箇所にドットマーク等を標示する
- ⑥ **文字標示**…事故発生現場など特に危険な箇所に注意を促す文字を標示する（「この先カーブ」、「スピード落せ」等）



ウ 注意事項

- ① 外側線を新設する場合、その道路に駐車するには車両の右側 3.5mの余地に加え車両左側に歩行者が通行するための 0.75mを確保する必要がありますので、道路幅員によっては沿線住民への説明が必要になります。
- ② センターラインがある道路は速度が出やすいことから、生活道路であって抜け道として利用されるような路線では、わざとセンターラインを抹消し、路側帯を広げるような速度抑制対策を行うことがあります。
- ③ 横断歩道や止まれ及び停止線、センターライン右側への追い越しのためのはみ出し通行禁止線など違反により罰則が科されるものは公安委員会（警察）による路面標示となります。

(5) 路面カラー標示

ア 設置目的

事故が多い交差点、歩車道が分離できない通学路等の路面にカラーの薄層舗装を施すことで、ドライバーへの注意喚起を行い、交通安全の向上を図ります。

イ 種別及び設置場所

- ① **通学路カラー標示**（車道部を緑色に塗装）…学校周辺の多くの児童が利用する通学路であって、歩道がなく一般車両の通行もあり危険度が高い区間
- ② **交差点カラー標示**（交差点の一時停止側をベンガラ色に塗装）…事故が多いなど危険性の高い交差点
- ③ **路肩カラー標示**（路側帯を青色に塗装）…主に通学路であって、自動車も歩行者も利用の多い路線だが歩道が分離できない区間で外側線が設置された箇所



ウ 注意事項

通学路における路肩カラー標示は、通学路点検の際に通学ルートの変更を検討することもあるので、小学校と調整したうえで要望してください。

(6) 道路標識（警戒標識など）

道路にある標識の多くは公安委員会（警察）が設置・管理している規制標識や指示標識です。ここでは道路管理者の設置する警戒標識などを対象としています。

ア 設置目的

- ① 警戒標識…交差点、屈曲、屈折、幅員減少などがあり事故が多い箇所、踏切の手前、近くに学校などがあって注意が必要な箇所などに設置し、車両運転者に対して注意を促すことを目的としています。
- ② その他標識・標示板…「この先車両通り抜けできません」など文字によって道路状況を知らせるものや、中央分離帯に左向きの矢印標示を設置し誤って逆走しないよう誘導するものなどがあります。

※ 通学路標示は、豊橋市市民協創部安全生活課が設置・管理しています。

イ 設置場所

道路敷地内で交通の支障にならない次のような箇所に設置します。

- ① 事故が多く警察との協議等で必要とされた箇所
- ② 交通安全上特に必要な箇所



(7) 視線誘導標

ア 設置目的

道路の屈曲部、交差点、幅員減少箇所等において、車道の側方や前方に円形等の反射材（反射レンズや反射シート）を設置することで特に夜間において道路線形や構造物の存在を明示し、衝突・接触事故や車両逸脱の防止を図ります。

イ 設置場所

道路敷地内で交通の支障にならない次のような箇所に設置します。

- ① 屈曲部や交差点などで車両が路外に逸脱しやすい箇所（主に防護柵に設置）
- ② 幅員減少箇所
- ③ 中央分離帯の先端



ウ 設置条件

防護柵のない箇所においては土中建て込みで設置する路肩等があること

(8) 車線分離標（ラバーポール）

ア 設置目的

車線分離標は、ゴム製や樹脂製の高さ 40～100 c m程度のポールであり、防護柵のような強度はありませんが、人や車両が当たってもほぼ損傷を受けないため、様々な用途で使用されています。

- ① 視線を誘導し路外への逸脱を防ぐ
- ② ゼブラゾーンなどで駐停車を防止する
- ③ 指定された方向外への進入を防ぐ（直進右折禁止箇所）
- ④ 車道幅員を狭くするあるいは狭く見せること（狭さく）により速度抑制を図る
- ⑤ 横断歩道があるが防護柵が設置できない交差点において路側帯への車両が進入するのを防止する
- ⑥ 枝道等から歩道への車両の進入を防ぐ

イ 設置場所

車線分離標は、次のような場所に設置します。

- ① 屈曲部や幅員減少箇所などで車両が路外に逸脱しやすい箇所
- ② ゼブラゾーンで駐停車の防止や明確な誘導が必要な箇所
- ③ 右折や通り抜けが禁止されており、さらに物理的に抑制する必要がある箇所
- ④ 歩道の開口部や歩行者溜り（地下埋設物等のために防護柵や車止めが設置できない箇所）
- ⑤ 生活道路で通過交通が多いなど速度対策が必要な箇所（狭さく）

ウ 設置条件

車線分離標を設置するには、下記の条件が必要になります。

- ① 外側線により車道が明確になっている道路の路肩や路側帯等であって、外側線の中心からポールの側面まで 0.25m以上の離隔がとれること
- ② 上記において路側帯の場合は人が通行する 0.75m以上が確保できること
- ③ 狭さくにおいては隣接する土地所有者の同意が得られていること



(9) ハンプ

ア 設置目的

指定通学路等で最高速度 30km/h の規制区間であるにもかかわらず速度超過の車両が多い路線において、路面に凸部を作ることにより物理的に減速させることを目的とします。



イ 設置条件

ハンプを設置するには、下記の条件が必要になります。

- ① 自治会から設置の要望書が提出されていること
- ② 隣接する土地所有者の承諾が書面により得られていること
- ③ 原則として歩行者、車いす等が通行する路側帯 1 m を確保し、長さ 6 m の台形ハンプが設置できること
- ④ ただし、道路の曲線部や横断歩道等があり、長さ 6 m のハンプが設置困難の場合は長さ 4 m の弓形ハンプを設置できるものとする
- ⑤ ハンプの手前に注意を促す標識が設置できること

ウ 注意事項

- ① 移設や撤去の依頼があっても基本的に対応しませんが、承諾した隣接地の土地利用形態が変わるなどの理由があり、土地所有者、自治会及び市の三者協議により、やむを得ないと判断された場合には市が移設または撤去を行います。
- ② 設置したハンプが老朽化したときには、自治会と市で必要性を再確認し、必要と認められた場合に隣接土地所有者の承諾をもって更新工事を行います。

4 生活道路のゾーン対策

ゾーン対策は、幹線道路で囲まれた一定の範囲を地区とし、地区内の生活道路での自動車等の速度を落とすとともに地区への通過交通の進入を抑制するため、最高速度 30km/h の規制を区域指定するとともに抜け道に利用される路線等に物理的に速度を落とさせるデバイス（狭さく、ハンプなど）を設置する対策です。この対策は「ゾーン 30 プラス」として警察と道路管理者が連携して整備するものですが、地区内の住民への影響が大きいことから、自治会、小中学校、保育施設等が課題を共有し、更に行政や警察と協議しながら地域に合った対策を検討・実施する必要があります。

「生活道路」とは、地区に住む人が地区内の移動や地区から幹線道路（国道や県道など通過交通を担う道路）に出るまでに利用する道路です。

5 維持管理について

構造物は、設置と同時に必ず点検や修繕などの維持管理を行わなければならないと手間や経費がかかりますので、周辺状況が変わるなどの理由により必要なくなった施設は基本的に撤去を進めます。

特に老朽化により更新の時期を迎えた施設については、その時点で必要かどうかを改めて確認し、必要がなければ建て替えを行わず撤去する方針です。

不要と思われる施設がある場合は一度相談してください。

問合せ先

豊橋市役所建設部道路維持課

交通安全施設グループ

0532-51-2633

豊橋市役所市民協創部安全生活課

交通安全・防犯グループ

0532-51-2550